

# 年金だより



## 納め忘れのかたへの 救済制度

国民年金の保険料を納め忘れ  
方を救済する制度があります。そ  
れが任意加入制度です。

六十歳以上六十五歳未満のかた  
で、保険料を納付した期間が給付  
資格期間に不足していたり、二十  
五年間納付したが、もっと高い年  
金を受けたいというかたです。ま  
た、六十歳未満で、すでに厚生年  
金の老齢年金や共済組合の退職年  
金を受けているかたも加入できま  
す。ただし、昭和三十年四月一日  
以前に生まれたかたで六十五歳に  
なったときに老齢年金を受ける資  
格を満たしていないかたは資格期  
間を満たすまでの七十歳まで任意  
加入ができます。

たかたが、外国に住むことになっ  
たかたで引き続き国民年金に加入  
したいかたもこの制度に加入する  
ことになります。

## 住所などの 変更届けを忘れずに

国民年金に加入しているかたで  
就職や転居、結婚などで住所など  
が変更となったときは手続きが必  
要です。もし、手続きを忘れまし  
と、せっかくの受給権を失ったり、  
将来の老齢基礎年金の支給額が減  
額されることがあります。ご注意  
ください。

## 年金Q&A

### 保険料の納付義務

Q. 以前は保険料を免除されてい  
ましたが、最近免除が認められな  
くなりました。どうしても納めな  
ければならないのでしょうか。な  
お、税金だけは差し押さえが怖い  
ので納めるようにしています。

A. 免除の承認が得られなくなっ  
たのは、所得が増え、保険料を納  
めなければならぬと判断された  
からと思われる。そのまま保険  
料を納めない、年金を受け取る  
のに必要な資格を失ったり、将来  
受け取る年金額が低くなったりす

## 国民年金の 保険料が変わります

平成十年四月から国民年金の定  
額保険料が五百円引き上げられ、  
月額一万三千三百円となります。  
また、付加保険料は月額一万三  
千七百円となります。



ることがありますので、ぜひ納め  
るようにしてください。

年金制度は税金と同じように、  
全国民が参加することを前提とし  
て成り立っている制度ですから、  
個人の考えで保険料を納めないこ  
とがあれば、制度が存在できなく  
なります。このため、保険料を納  
めることができるのに納めないま  
まにしていますと、税金と同じよ  
うに財産の差し押さえをすること  
もあります。

なお、病気などで仕事ができず、  
収入がないかたなどを対象とした  
免除制度もあります。  
年金についてのご相談は、市民  
課年金係(内線236)へお尋ね  
ください

## 市長リポート

No. 155



### 農業苦難の時代を 乗り越える

新食糧法が施行されて、二年余りが経過しました。昨年が四年連続  
の豊作と米の消費の減少などが重なり、現在は、「米余り」の状態に  
なっています。このため、自主流通米の価格の急激な下落を引き起  
しています。

法律の上では、米の生産者には「作る自由、売る自由」が与えられ、  
どのような農業経営の形態をとっても良いことになっています。その  
ため、転作に協力して下さるかたと、全く転作を行っていないかた  
の両局面に分かれる結果となりました。これには、生産者の間で、か  
なりの不公平感や様々な問題が生まれています。

このようなことから、平成十年度から新たに「緊急生産調整推進対  
策」への取り組みを始めます。これには、三つの柱があります。一つ  
目は、「生産調整対策」(転作)、二つ目は、「稲作経営安定対策」(米  
の価格補填)、そして、三つ目として「計画流通制度の運営改善」(米  
の備蓄に関する運営のルールの改善)を定めています。これらを軸と  
して、米の需給バランスを保つための対策を進めていきます。

平成七年四月から実施されています「ガット・ウルグアイラウンド  
農業合意」によりまして、農業は国際化の時代を迎えています。これ  
に対しましても、国内の問題とも合わせ、「足腰の強い農業生産体制」  
と、「豊かで住みよい農村」の育成を図ることが早急の課題と考えてい  
ます。

現在、日本国内では、余剰米があるとはいえ、世界的に見ますと、  
食糧難の国も少なくありません。今後また「農」の時代が必ずやって  
くるはずですが、これから、行政、農家の皆さん、農協などの関係機関  
が一体となって、この非常に大変な時期、危機的な状況を乗り越えて  
いきたいと思えます。

小畑 元